

公表監第4号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査、指定管理者監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和5年11月21日

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	中村衣里

付記

報告監第5号 令和5年度第2回 監査結果報告書

(特定非営利活動法人 なごみ・特定非営利活動法人 三楽・

船坂小学校跡施設管理運営委員会)

西宮市長 石 井 登志郎 様
西宮市議会議長 山 田 ますと 様

本報告書は、西宮市監査基準に準拠して行った、令和5年度第2回目の監査の結果に関する報告です。地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査及び指定管理者監査を実施した部局等についての結果に関する報告を、同条第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定しましたので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、意見を添えてこれを市長及び議会に提出します。

なお、本監査における個別指摘事項について措置を講じられたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員宛に報告していただく必要があります。

令和5年11月20日

西宮市監査委員 石 原 俊 彦
同 佐 竹 令 次
同 板 戸 史 朗
同 中 村 衣 里

目 次

指定管理者監査結果報告（船坂小学校跡施設管理運営委員会）

第1	監査の対象	30
第2	監査の期間及び方法等	30
第3	監査の結果	30
1	指定管理の概要	30
2	指定管理経費の収支状況	33
3	業務の改善	33
4	業務の実施状況	34
第4	要改善事項	37
1	指定管理者	37
2	所管部局	37
第5	監査委員の意見	38

凡 例

- 1 各表中の符号は、次のとおりである。
「0」「0.0」は、0又は単位未満のもの。
「△」は、減少・低下。
「-」は、算出不能・不要。
- 2 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 3 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切り捨てている。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 4 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

指定管理者監査結果報告

(船坂小学校跡施設管理運営委員会)

第1 監査の対象

西宮市立船坂里山学校(以下「船坂里山学校」という。)の指定管理者、船坂小学校跡施設管理運営委員会(以下「管理運営委員会」という。)における、主として令和4年4月1日から5年3月31日までの期間に執行された公の施設の管理運営に関する出納その他の事務を対象に監査を実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を用いるよう努めた。

第2 監査の期間及び方法等

令和5年8月14日から監査事務局職員による監査を開始し、監査委員による書面監査とともに同年10月13日にヒアリングを行い、その後、結果報告の審議を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、財務監査及び行政監査の観点から合法性、合規性、経済性、効率性、有効性に着目し実施した。

第3 監査の結果

1 指定管理の概要

(1) 指定管理者

名 称	船坂小学校跡施設管理運営委員会
代 表 者	委員長 梅原 浩之
所 在 地	西宮市山口町船坂2048番地2
指定期間	平成31年4月1日から6年3月31日まで

(2) 対象施設

名 称	西宮市立船坂里山学校	
所 在 地	西宮市山口町船坂2048番地2	
施設概要	開 設 日	平成28年4月1日
	施 設	木造校舎棟・鉄骨造校舎棟・食堂棟・給食棟・講堂兼体育館・グラウンド・ビオトープ・駐車場からなる。
開館時間等	開 館 時 間	午前9時から午後5時まで (体育館・ランチルームは午後9時30分まで使用可能)
	休 館 日	毎週月曜日(ただし祝日にあたる場合はその翌日) 12月29日から翌年1月3日まで
所 管 部 局	市民局 コミュニティ推進部 地域コミュニティ推進課	

船坂里山学校は、平成22年3月に児童数減少のため閉校となった船坂小学校を活用し、地域の活動拠点として地域住民が日常的に集い、地域を訪れる人と地域住民との交流を生み出すこと等を目的として設置された施設である。閉校後5年間に及ぶ地域住民や関係者の保存活動と施設活用の熱意と努力により、平成28年4月1日に開設された。

管理運営委員会が指定管理者として、開設以来、施設管理と運営を担っている。

現在の指定期間は平成31年4月1日から6年3月31日までである。

(3) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、西宮市立船坂里山学校条例(以下「条例」という。)第14条に規定されている。主なものは、施設の使用の許可及び不許可、施設使用料の徴収、船坂里山学校における事業の実施と、施設等の維持管理の業務である。指定管理業務の範囲や内容及び修繕などの経費の負担等については、基本協定書、年度協定書及び業務仕様書により定められている。

(4) 指定管理料

指定管理料の積算根拠は管理運営委員会が作成した「西宮市立船坂里山学校の管理に係る収支予算書」で、西宮市市民集会施設等指定候補者選定委員会において妥当と判断されている。

なお、内訳については以下のとおりである。

(単位：円)

項 目	金 額
1 維持管理費(施設の受付、除草・剪定等)	6,079,700
(1)有償ボランティア費	5,729,700
(2)消耗品費	200,000
(3)保険料	150,000
2 事務費(事務用消耗品費)	100,000
3 事業関係費(講師謝金等)	1,465,000
(1)講師謝金	250,000
(2)コンサルタント料	150,000
(3)企画事業費	1,065,000
合 計	7,644,700

年度協定書第2条で経費の額及び支払いについて規定されているもののうち、業務実施にかかる運営費には光熱水費、工事費は含まないとしており、これらの費用は市が負担している。また、軽微な修繕(電球の取換え等)は指定管理者が行い、備品費の執行についてはその都度協議するとされている。

2 指定管理経費の収支状況

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理料	7,644,700	【維持管理経費】	
会費	223,180	管理当番	2,164,800
雑収入	22	管理人	2,170,155
		夜間当番	1,077,120
		施設管理	209,440
		除草剪定	165,000
		施設整備費	444,400
		消耗品費	243,733
		保険料	12,500
		【事務費】	
		事務用消耗品	60,265
		【企画事業費】	
		講師謝金	183,560
		有償ボランティア費	439,120
		振込手数料	3,410
		会議費	25,568
		行事保険	10,000
		材料費	96,235
		通信費	101,669
		研修費	206,920
		市への返還	254,007
合 計	7,867,902	合 計	7,867,902

3 業務の改善

地域広報誌「船坂新聞」と協同を図り、船坂里山学校の記事を掲載し、イベントのお知らせチラシを折り込むことにより、施設の周知と集客を図っている。4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため行っていた人数制限等の措置を緩和したこともあり、前年度に比べて、利用者数・使用料収入ともに増加している。

4 業務の実施状況

(1) 指定管理者

ア 施設管理

① 安全管理や緊急事態への対策

地域の指定避難所となっているため、避難訓練や救命救急訓練を船坂自治会と合同で実施している。

災害発生等緊急事態が発生した場合、管理運営委員会のメンバーに対して一斉にメールで情報伝達が可能な体制をとっており、避難所を開設して市職員に運営を引き継ぐまでの間、初期対応にあたっている。

② 清掃や設備点検の状況

毎日の清掃を行っており、施設は良好な状態に保たれているが、消防設備点検については、市の委託した業者が市の負担で実施しており、業務仕様書に沿った運用となっていない。

イ 備品管理

基本協定書第12条には、「業務にかかる財産を適正に管理する」とあり、船坂里山学校には市の備品が199点配置されている。

市の備品については、設置場所をすべて電子データの台帳に記録しており、市の備品番号シールも貼付のうえ、良好な状態で管理している。

ウ 現金管理

通帳や施設使用料等の現金は、事務所内にある施錠できる金庫で保管している。

J A 船坂出張所が、2年3月28日に山口支店へ店舗集約されて閉所となったため、利用者から徴収した施設使用料を翌日に市へ納入できず、旧店舗横で週に2回営業されるJ Aの移動金融店舗で、入金や振込み手続きを行っている。船坂里山学校の近隣に金融機関がないため、やむを得ない対応ではあるが、協定書にある業務仕様書や市立船坂里山学校使用料徴収等事務委託契約

書(以下「徴収等事務委託契約書」という。)第4条第2項に定めている「翌日納入すること」という内容に沿った運用となっていない。

エ 個人情報管理

個人情報の入った書類は、施設利用受付簿のみで、施錠した書架に保管されており、必要時のみ開錠して取り出している。

オ セキュリティ管理

毎日、午前・午後・夜間の担当者を定め、利用状況の記録を行っている。また、夜間担当者が、火の元や消灯等の確認を行い、確認した項目を記録したうえで、施設の施錠を行っている。

カ 事業報告書等

4年度の事業報告書は、基本協定書で定める提出期限(年度終了後30日以内)内である5年4月24日付で提出されている。また、年度協定書に規定された毎月終了後の業務の実施状況報告書も提出されている。

しかしながら、実施状況報告書にある受付簿と施設使用許可書を突合したところ、受付簿に記入もれや記入誤りが散見されるなど、事務処理に不正確なものが見受けられた。

キ 利用者アンケート

基本協定書第13条第3項に定める利用者アンケートが実施されており、その結果も市に報告されている。

(2) 所管部局

ア 指定手続

指定管理者は非公募で選定し、条例、運用指針、マニュアルに則り、適正な手続を行い、平成30年12月議会の議決を経たうえで指定していたが、告示を行っていない。

イ 協定書等

指定管理者との間で基本協定書を締結しており、指定管理者が行う管理運

営の基準、業務の範囲及び経費の負担等について、基本協定書、年度協定書及び業務仕様書に定めている。

また、条例にある施設使用料収納事務に関しては、4年度は、4年4月1日付で「令和4年度市立船坂里山学校使用料徴収等事務委託契約」を締結し、4年4月1日に告示している。

ウ 業務仕様書等

業務仕様書では、指定管理者が消防設備の点検整備を行うこととなっているが、実際に行っているのは、市の委託した業者でその経費も市が負担している。

また、指定管理者が徴収した施設使用料を、金融機関閉所のために翌日納入できず、業務仕様書や徴収等事務委託契約書と異なった運用となっている実情について、所管部局は認識しながら、協議や業務仕様書等の修正を怠っていた。

エ 運営評価

管理運営委員会は、非公募で指定した地元住民による地域団体である。船坂地域の魅力の発信や活性化を地域住民と市が協働して行う意味合いが強いため、市の担当者が毎月、現地を訪れて、各種開催イベントの状況等の報告や今後の打ち合わせ等を行うことにより、モニタリングとしている。モニタリング記録は、「打合せ記録」として文書で残されている。

オ 実施状況報告書の確認

指定管理者が毎月市に提出する実施状況報告書について、記入もれ等誤りが散見されたが、所管部局は詳細な確認を行っていないため、認識していなかった。これらはすべて減免扱いの利用であったため、収入額に影響はなかったが、施設の稼働率等の集計には影響すると考えられる。

第4 要改善事項

指定管理者が、一般的な法人事業所ではなく、地域住民で構成された地域団体であるため、主に施設の管理運営が基本協定書及び条例に基づき適正になされているかに主眼をおいて監査を実施した。施設の運営に関しては、適正にまた、熱意を持って行われていることが確認されたが、事務的な面で以下のとおり不備が見られた。

以下の内容については、早急に措置を講じるよう求める。

1 指定管理者

(1) 事務処理の改善

専門職が行う事務作業でないとはいえ、市に提出する報告書等は、正確性が要求される。報告書等にもれや誤りがないよう、適正な事務処理に努められたい。

(2) 業務仕様書及び契約書の内容と実情の齟齬

施設の消防点検及び、施設使用料の納入について、業務仕様書や徴収等事務委託契約書と異なった運用を行っていた。実情と異なる点については、所管部局と協議をして、齟齬のないよう是正されたい。

2 所管部局

(1) 告示の未実施

指定管理の告示を行っていないため、指定管理期間である5年のほぼ全期間を、告示しないままの状態で行わせていたことは、手続上の重大な瑕疵であり、不適切であると言わざるを得ない。必要な手続を怠ることがないように、チェック体制を厳格化されたい。

(2) 業務仕様書及び契約書の内容と実情の齟齬

施設の消防設備の点検は、市の経費で市の委託業者が行っているにもかかわらず、業務仕様書では、指定管理者が行うこととしている。

また、金融機関閉所に伴い、指定管理者が収納した施設使用料を翌日に納入

できなくなり、週に2回のみ納入していることが、結果的に業務仕様書や徴収等事務委託契約書と異なった運用になってしまっている。

これらは、所管部局が業務仕様書や徴収等事務委託契約書の内容が実情と異なっていることを看過し、協議や修正を怠った結果である。

状況に合わせて、早急に、業務仕様書や徴収等事務委託契約書の修正等を行われたい。

(3) 指定管理者のチェック

一般的な指定管理業務と異なり、市と当該指定管理者が協働して船坂地区の地域活性化に取り組んでいるため、両者のコミュニケーションは非常に円滑に図られており、備品管理も含めて業務内容の把握は確実に行われていた。

しかしながら、一方で、指定管理者をチェックするという機能が十分に働いていなかったことから、今後は提出された報告書等は内容を詳細に確認し、不備がある場合は修正を求める等、適切に指導されたい。

第5 監査委員の意見

当該指定管理者は、地元住民で構成された地域団体であるため、地域を活性化しようという熱意が強く感じられ、業務は積極的にかつ勤勉に行われている。市と指定管理者が協働して地域行政を行っているため、両者の関係は良好であり、所管部局が指定管理者の業務内容を確実に把握していることは評価できる。

しかし、指定管理者制度の下で事業を行っている以上、所管部局は報告書の確認等、業務のチェックを怠ってはならない。そのうえで、不備等があれば、モニタリング等を通じて適切に助言・指導を行うことにより、事務処理の適正化を図られたい。

また、法的整備や制度の遵守に関しては、行政事務を担当する所管部局が特に注力しなければならないところであり、指定管理者制度を活用した地域振

興のためにも、所管部局が責任を持って、制度や枠組みの整備に対応されたい。

当該指定管理者構成員の高齢化は顕著で、このままでは近い将来、継続的な活動が不可能となるおそれがある。後継者を育成しつつ、今後も船坂地域の活動拠点として、また、地域を訪れる人と地域住民の交流の場として活用していただけるよう、所管部局と指定管理者が協働して業務に取り組まれない。